

前橋警察署協議会議事録

(令和7年度第4回定例会議)

開催日時		令和8年2月27日(金)午後3時30分から午後4時20分までの間	
開催場所		前橋警察署 大会議室	
出席者	委員 (定数15人)	丸山会長 五十嵐委員 猪俣委員 内山委員 小野委員 高坂委員 井上委員 小池委員 東野委員 長津委員 宮田委員 渡邊委員	計12人
	警察	堀越署長 両角副署長 森村会計官 三森交通官兼地域官 谷中警務課長 白石地域課長 荒舘刑事第二課長 須永交通課長 横手警備課長 警務係員	計10人
	その他		
議 事 の 概 要			
1 管内概況説明(説明者 署長) (1) 刑法犯認知・検挙状況(R7.1~12月) (2) 少年犯罪検挙人員状況(R7.1~12月) (3) 特殊詐欺認知状況(R7.1~12月) (4) 交通事故発生状況(R7.1~12月) (5) 110番通報受理状況警察署別治安状況(R7.1~12月) 2 協議 (1) 質疑、要望等(○～委員、●～署長等) ○ 田口町にできるショッピングモール前の道路について、交通量が多くなることが予想される。特に、開業直後の混雑が予想される。近くにある道の駅との兼ね合いもあるので、開業時の交通指導をお願いしたい。〔要望〕 ● お話のあった店舗については、大規模小売店舗立地法に従い、店舗側が交通渋滞等に配慮した計画を策定し、令和4年5月、同5年5月に道路管理者である前橋市と交通管理者である前橋警察署で事前協議を行った。その際、警察では提出された資料を確認した上で、交通安全上の不備な点があれば改善を図るよう申し入れている。事前協議からの期間も空いているため、開業に当たり、当署としては改めて交通誘導員等の配置を依頼する予定である。〔回答〕 ○ 自転車通行時に従うべき信号について、車道通行時は車両用信号に従い、自転車通行可の歩道を通行時は歩行者用信号に従うことになると思うが、車道を通行していても「歩行者・自転車専用信号」と表示のある信号が設置されている交差点では、車両用信号ではなく、歩行者・自転車専用信号に従うという規定があると聞いた。両信号に時間差があるため、気付かず車両用信号に従って通行し、違反になることが考えられる。特に、中高生の登下校時間帯などが気になる。そこで、歩行者・自転車専用信号設置の理由と、設置されている場所について教えていただきたい。〔質問〕 ● 基本的に自転車は車両になるため、車両用信号灯火に従って交差点を直進することになるが、横断歩道を通行するときは歩行者用信号に従うことになる。歩行者用信号に「自転車・歩行者専用」の表示板があるときは、自転車も歩行者用信号に従って通行しなければならない。さらに、表示板があり、自転車横断帯があるときは、歩行者			

用信号に従い自転車横断帯を通行しなければならない。現在はこの3つのパターンでの通行となるが、安全でより分かりやすい規制とするため、自転車横断帯と表示板は無くしていく方針となっており、今後は、最初に説明した通行方法のみになる予定である。なお、自転車で右折する際は二段階右折となる。

「自転車・歩行者専用」の表示板が設置されている場所については、現在、前橋市内に35カ所あり、例えば、国道17号の群馬大学入口交差点などに設置されている。

〔回答〕

- 毎朝の出勤時に、多くの外国人学生が自転車通学をしているのを目にするが、細い路地から急に飛び出してきたり、スピードが速かったり、斜め横断をしたりして、ヒヤッとすることがある。外国人学生などへの日本の交通ルールの周知は、学校だけでなく警察も行っているのか。ポスターやチラシなどで啓発することも必要と思う。

〔質問〕

- 外国人留学生に対しては、日本語学校等に警察官が出向き、日本の交通ルール全般のほか、自転車のルールに関する安全教育を定期的に行っている。去年は、年間18回、延べ389人の外国人に対して安全教育を行った。学校以外では工場などで働く外国人に対しても、企業や工場等に出向いて安全教育を行っている。

また、外国人に対して指導取締りを行った際は、それぞれの言語で日本の交通ルールが記載されたチラシを配布するなどして周知徹底を図っている。使用言語は、韓国語、タガログ語、タイ語、アラビア語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、インドネシア語、スペイン語等である。引き続き、各種警察活動を通じて、交通安全教育を推進していきたい。〔回答〕

- 地域の実情に応じて、信号機のサイクルを変えられないのか。〔質問〕

- 自治会長等を通して警察へ要望があったときは、現地調査を実施し検討した上で、変更することがある。要望どおりにならない場合もあるが、まずは要望をお寄せいただきたい。〔回答〕

(2) 警察署協議会会長会議の結果報告

2月4日に開催された令和7年度群馬県警察署協議会会長会議について、会長から出席結果の報告がなされた。

3 連絡

令和8年度第1回の開催予定について、6月中に開催することを決定した。